

障害福祉サービス事業所
「ひらかた くすの木」新築工事
に係る一般競争入札の公示

1 公告日

令和3年8月20日

2 契約者

社会福祉法人 花の会 理事長 山田 義昭

3 問合わせ先

枚方市津田東町2丁目35番1号 「ひらかた くすの木」
TEL 0720-858-7353

4 工事概要等

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 | 障害福祉サービス事業所「ひらかた くすの木」新築工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 枚方市津田東町2丁目35番2号（枚方市津田東町二丁目2608番） |
| (3) 工 事 概 要 | 敷地面積：約3,119.22㎡
構造：木造平屋（準耐火）
階数：地上1階
建築面積：約777.24㎡
延床面積：約770.38㎡ |
| (4) 工 期 | 約6カ月間（約175日間） |

5 入札に参加する者に必要な資格

以下に掲げる要件をすべて満足する者であること。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産者で復権を得ない者
- (2) 建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けている者であること。
- (3) 入札日または入札締切日において建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分等を受けていない者であること。
- (4) 正常な入札執行を妨げる等の行為を行うおそれが無く及び行わない者。
- (5) 各理事（設立準備委員会構成員）本人又はその親族が役員に就いていない建設業者であること。
- (6) 当該工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において

関連がない建設業者であること。

なお、当該工事に係る設計業務等の受注者は「有限会社 タスク設計」である。
(以下の要件を設定することも考えられる。)

- ・ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ・ 枚方市暴力団等排除条例に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- ・ 建築一式工事について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評点（最新のもの）が、枚方市内に支店営業所を有する者は、650点以上、枚方市外に営業所を有する者は、750点以上の者であること。
- ・ 大阪府内に建設業法上の営業所を有する者であること。

6 入札参加資格確認審査手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に従い、一般競争入札参加資格等確認申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、確認を受けなければならない。
なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
ア 交付期間 令和3年8月20日（金）から同月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
イ 交付場所 枚方市津田東町2丁目35番1号
TEL 0720-858-7353
ウ 提出期間 令和3年8月20日（金）から同月27日（金）まで（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで
エ 提出場所 イに同じ
- (2) 申請書類の提出は、別記様式第1号から別記様式第2号並びに「一般競争入札参加資格等確認資料」により行うこと。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、平成3年9月3日（金）に通知する。
- (4) 申請書類の作成費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (5) 申請書類は、提出場所への持参により提出すること。

7 設計図書等及び契約書（案）の交付

(1) 入札参加資格があると認められた者は、次のとおり設計図書等及び契約書（案）の交付を受けなければならない。

ア 交付日時 入札参加資格確認結果通知書に記載する。

イ 交付場所 枚方市津田東町2丁目35番1号
TEL 072-858-7353

(2) 設計図書等は本入札の積算・見積もり以外の目的で使用してはならない。
設計図書等については、入札時に返却する事

8 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合においては、設計図書配布時に配布する見積要項をもって提出する。

提出場所 枚方市津田東町2丁目35番1号
TEL 072-858-7353

9 予定価格等の事後公表

当該工事の予定価格等を事後に公表する。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時 令和3年9月22日（水） 午前 10時30分。

(2) 入札場所 枚方市津田東町2丁35番1号
「ひらかた くすの木」

11 入札方法等

(2) 郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札の結果、予定価格から最低制限価格の範囲内の入札がないとき、再度入札を1回限り行う。

(4) 入札にあたっては、入札参加資格がある旨の確認通知書（写し可）を持参すること。

12 入札保証金

入札保証金は免除する。

13 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の作成にあたっては、入札参加者の費用負担にて行うものとする。

(3) 工事費内訳書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権

利義務を生じさせるものではない。

- (5) 提出された工事費内訳書は返却しない。

14 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

16 支払条件

枚方市補助金交付後に支払う。

但し、着手金として工事請負金額の10%、中間金として工事請負金額の10%残金については、枚方市補助金交付後に支払うものとする。